

平成 17 年 11 月 18 日

内閣府犯罪被害者等施策推進室 御中

厚生労働省

「検討のための会」の在り方についての意見の提出について（回答）

平成 15 年 11 月 15 日付け事務連絡にて依頼のあった標記について、下記のとおり意見を提出する。

記

1 「3つの『検討のための会』における調査審議を束ねる役割を有し、検討状況の総合的な監視を行うような組織を設けるべきかどうか」について

仮に、3つの「検討のための会」のほかに、このような組織を設けるのであれば、「検討のための会」における効率的な議論を妨げることのないよう、犯罪被害者等施策推進会議及び「検討のための会」との役割分担をよく整理するとともに、その事務負担が過大となることのないよう開催頻度に留意するなど、その運営については十分な配慮が必要なのではないか。

2 「それぞれの『検討のための会』に入るべき有識者構成員の性格(求められる専門分野等)及び行政機関の職員のレベル」について

(1) 有識者構成員の性格について

「検討のための会」においては、多岐にわたる検討事項について様々な観点から検討を行うこととなり、効率的・効果的に密度の濃い議論を行う必要があることから、コンパクトでバランスのとれた構成とすることが重要なのではないかと考えます。こうした観点から、「犯罪被害者等に対する支援を手厚くするための制度のあるべき姿に関する検討を行う『検討のための会』」については、その規模にもよりますが、犯罪被害者やその支援者を代表する者のほか、犯罪被害者を巡る法律関係に精通した専門家、社会保障・福祉制度全般に精通した専門家、財政の専門家等を構成員とすることが考えられるのではないかと考えます。

また、「検討のための会」における検討を効率的・効果的に進める観点から、検討の進展を踏まえつつ必要に応じて、構成員以外の省庁、有識者等も検討に御参加いただくことができるような弾力的な運用とすることが適当なのではないか。

(2) 行政機関の職員のレベルについて

3つの「検討のための会」を束ねる組織を設置するか否かにもよるが、仮にこれを設けるのであれば、効率的・効果的に検討を進める観点からは、実務上の責任者である課長級を構成員とすることが適当なのではないか。

また、各府省庁ごとに組織体制や検討項目の関わり方は様々であるため、効率的・効果的な検討を担保する観点から、検討課題に応じて、複数の職員の出席や代理出席を可能とするような弾力的な運用を行っていただきたいと考える。

3 「それぞれの『検討のための会』において検討されるべき事項」について

「犯罪被害者等に対する支援を手厚くするための制度のあるべき姿に関する検討を行う『検討のための会』」においては、効率的・効果的に検討を進める観点から、

犯罪被害者等に適用され得る既存の様々な制度が、どのような必要性に基づき、どのような性格のものとして設けられているのか

犯罪被害者等に対する支援を手厚くするために新たな制度を創設する場合、既存の制度の中で支援を手厚くする場合のいずれであっても、その必要性や性格、さらには既存の各種制度との関係をどのように整理するのか等制度設計の根幹となる基本的な部分についても十分に議論を尽くした上で、具体的な支援の範囲や水準について検討を行うことが適当なのではないか。